## 基準２－２　【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

### 分析項目２－２－２　施設及び設備、学生支援並びに学生受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること

【分析の手順】

・施設及び設備、学生支援並びに学生受入に関して自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類を確認する。

※評価対象事項、実施時期、実施主体、評価基準について具体的に定められていることが必要。

※前回の機関別認証評価時点（大学改革支援・学位授与機構以外の評価機関で実施した場合も含む。）から施設及び設備、学生支援並びに学生受入に関する自己点検・評価に係る規定類を変更している場合には、内部質保証のための手順に係る規定類の変更点を示す書類があれば提出する。

・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式２－２－２）

| 評価の対象 | 実施時期 | 評価方法を規定する規定類 |
| --- | --- | --- |
| 施設設備 |  |  |
| 学生支援 |  |  |
| 学生受入 |  |  |